

エコイスト大賞 応募票

応募者名	畑田 響		
所属団体	環境省		
所属部署	大臣官房総務課		

①提案のテーマ：
「受け身」の広報から「攻め」の広報へ

②提案の背景・問題点等

- 小池環境大臣が、ある会合で『『2つのP』(public relations 広報と philosophy 哲学)が大事である。』と提言をされた。そのように、『環境省が行っている施策について、何をどのように国民に対して伝えるか』を戦略的に行っていく必要があるが、現在設置されている広報委員会の趣旨、活動内容からは十分ではない。また、各部局がそれぞれの施策をそれぞれの広報媒体を用い、連携されていないのが現状。(例えば、エコツーリズムなどの「観光と環境」という視点からみれば、環境省が管理をしている全国の国立公園、環境省が選定し広報をしているかおり風景100選、名水百選、日本の水浴場88選などがそれぞれ広報されているが、連携することが望ましい。)
- 1にある環境省が行っている施策もそうだが、政府全体(特に霞ヶ関にある中央省庁の本省)が行っている環境施策についても、実際に各省庁が環境保全の率先活動をしているにもかかわらず、国民に知られていないのが現状である。そのため、何をどのように国民に伝えるかを戦略的に検討し、かつ省庁が連携して広報をしていかなければならない。
- 霞ヶ関で勤務している各省庁職員は、深夜まで労働するなど必ずしも環境にやさしい生活をしているとは限らない。しかし、その中でも、環境省を始め各省庁職員が、すでに家庭や職場で実践している環境保全活動を広報することにより、霞ヶ関で勤務している各省庁職員間の意識向上につながるとともに、国民の見本にまでなれば、広報の効果は大きい。そのためは、まずは環境省職員間で始める。

③提案の内容

(その実施方法・手段・期待される効果等についても、できる限り具体的に記述してください。)

- 「攻め」の広報を行うために、外部からのメンバーにより広報委員会(現在あるものを改編するか、または新設。メンバー構成として、マスコミやジャーナリスト、環境カウンセラーや広告会社、NGO・NPOなどが想定される。)を設置するとともに、省内関係部署(例えば、広報室の他に、環境教育推進室や地球温暖化対策課国民生活対策室、自然ふれあい室や循環型社会形成推進室、環境情報室など。)からのメンバーによるワーキンググループを設置する。
 広報委員会(仮称)では、環境省が行う広報活動を総合的かつ効果的に実施するために、事前事後を問わず評価、提言を行う。
 ワーキンググループでは、環境省の広報活動を広報委員会に諮問するとともに、広報委員会からの依頼にも応じる。実際の広報活動にあたっては、広報委員会の意見を最大限尊重しなければならない。
- 「霞ヶ関のエコステーション」(仮称)を環境省(中央合同庁舎5号館内)などに設置し、政府内各省庁で実際に行われている環境保全活動(例えば、経済産業省における水素ステーションや農林水産省におけるバイオマス食器、国土交通省における屋上緑化や各省庁における低公害車の利用・普及状況など。)を視覚的に紹介する場とする。
- 環境省職員が家庭や職場で実践している環境保全活動を「霞ヶ関のエコステーション」(仮称)を始め、環境省のホームページ、ポスター、チラシを作成し、環境省内外で広く紹介する。紹介する環境保全活動については、募集を行う。

4. 追加的な率先実行として、Ⅰ「乗り合い公用車制度」、Ⅱ「乗り合いタクシーの促進」、Ⅲ「環境 ISO についての実施状況を職場ごとでコンテスト」を行う。
5. 環境省職員等の率先した環境保全活動を誘導するために、インセンティブを与える。例えば、3や4で提案した内容にポイント制度を導入し、職員互助組織から粗品を与える。

④提案の実現に向けた道筋

(関係省庁や関係者との調整の必要性等についても、できる限り具体的に記述してください。)

※数字は、③提案の内容の数字に対応している。

1. 現在ある広報委員会を見直し、改編させるか、あるいは新たに組織する必要があるか、を検討する。また、定常的な広報の戦略的な実施を図る必要がある。
2. 「霞ヶ関のエコステーション」(仮称)の管理運営は、関係省庁との連携協力の下、環境省(前述のワーキンググループか、それに代わる組織を形成)が行う。関係省庁の判断で、展示する模型やパネルなどを作成する。観光等で霞ヶ関を訪れる人が一度は寄るような企画(例えば、スタンプラリーや各省担当者による講演会を不定期でも開催すること)を設定する。(観光等で訪問する国会議事堂や周辺施設、旅行会社にも広報の協力を依頼する。)
3. ポスター、チラシを作成する作業や、紹介する環境保全活動の募集作業は、ワーキンググループが行う。
4. Ⅰ「乗り合い公用車制度」は、幹部職員を始め、運転手、幹部の日程を管理する庶務担当職員等の理解、協力が不可欠。この制度を実効あるものにするために、メールなどで移動情報を管理し、円滑にすすめるためのマニュアルを作成する。
Ⅱ「乗り合いタクシー」は、タクシー券の管理の対象を課室ごとの現在の制度を部局ごとに広げて、乗り合いの確率、効率を高める。(タクシーに乗る者が、帰宅する前に、予定時刻や帰宅地等を管理簿に記載する→別の職員が、その記載を見て、乗り合いが可能と判断→乗り合いする相手に相談→乗り合い成立。)
Ⅲ「環境 ISO についての実施状況を職場ごとでコンテスト」は、現在行われている定期的な実施状況調査に時期を合わせて、調査項目に無い項目も入れつつ、単にデータのみではなく、意識調査もコンテストの評価の対象に組み込む。それにより、職員のさらなる環境保全についての意識向上につなげることができる。消費する物品やエネルギーのデータ管理だけの評価であると、職員各々の意識向上にはつながりにくい。

<備考>

エコイスト大賞 応募票

応募者名	池田 誠		
所属団体	環境省		
所属部署	北海道地区環境対策調査官事務所		
①提案のテーマ：			
環境学習技能発表会			
②提案の背景・問題点等			
環境省では、様々な教材などを用いて、職員自らが環境学習のサポートを行っているが、環境省以外でも、同じ地域内で違う組織が同じような活動を行っていることがある。 環境省の環境学習活動を知ってもらうとともに、お互いを知りえなかった地域内の組織や団体が、お互いを知り合い、技術や知識を学びあうことで、お互いにスキルを上げ、さらに地域内の連携を図るきっかけする。			
③提案の内容			
(その実施方法・手段・期待される効果等についても、できる限り具体的に記述してください。) 単なる事例発表ではなく、実際に子供達や一般参加者に向けて学習プログラムを行ってもらい、それを見学してもらう「移動教室の参観日」の様なイメージ。 地域の連携のきっかけも目的であるため、今年度から設置された地方環境パートナーシップオフィス(通称「地方EP0」)を活用し、地方環境事務所とともに事業の組み立てなどを行う。 参加する子供達は「こどもエコクラブ」を活用し、旅費などを手当てし参加を促す。 発表者は、主に環境省職員をはじめとする、行政機関の環境学習担当者を対象とするが、行政間以外の連携も図るため、NPOや事業者からの発表も願います。この場合は発表経費等も考慮。 優良事例となるような「こどもエコクラブ」などの活動発表も考慮。			
④提案の実現に向けた道筋			
(関係省庁や関係者との調整の必要性等についても、できる限り具体的に記述してください。) 開催可能な地方EP0の選定。地方EP0へ事業説明→大まかな情報の洗い出し→企画案を提出→選定 地方開催がメインなので、各省地方支分部局へ協力の依頼→各省が行っている実施事例を照会 同じく地方自治体へも協力の依頼 その外の事例の情報を調査官事務所と地方EP0で協働し収集→優良事例へは参加の打診 開催を告知し、一般からの発表者と参加者を募集(発表者へは旅費・経費などを手当てする) こどもエコクラブへも告知し発表と参加を呼びかけ。 本年度は「ストップおんだん館」などから教材を借用し、都道府県地球温暖化防止活動推進センターなどと協力をして「地球温暖化防止」をメイン発表とする。			
<備考>			

エコイスト大賞 応募票

応募者名	中川正則・小林光		
所属団体	環境省		
所属部署	環境管理局		
①提案のテーマ 環境配慮を加味した業者選定方式の導入 (環境省温暖化対策率先行動計画のうち「社会への働きかけ」の一部)			
②提案の背景・問題点等 現行の外部との契約方式は物品の売買、工事の請負などに際して提示価格を指標とした入札方式がとられている。価格のみを選定基準とした場合、「安かろう悪かろう」の調達しかできない。他方、指名業者の選定に当たって、業者の日頃の環境取組みの実行程度などを加味することができれば、商品やサービスの購入者としてのパワーを使って、サプライチェーンのグリーン化を進めることができる。このような業者指名方式を環境省が率先して導入することが社会のグリーン化にとって重要である。			
③提案の内容 (その実施方法・手段・期待される効果等についても、できる限り具体的に記述してください。) (i) 現行の環境省の業者選定基準は「環境省所管契約事務取扱細則」に定めっているとおりである。 (ii) 上記「細則」における競争入札参加資格・落札条件には「環境への配慮」という選定基準は考慮されていない。 (iii) そこで参加資格や入札条件に「環境配慮」の基準を追加する。具体的にはISO14001の取得や環境マネジメントシステムの導入を目的とするエコアクション21への参加、あるいは環境投資(環境NPOへの寄付等)を基準に取り入れ、環境省と契約を結ぶ業者のグリーン化を図る。 (iv) ただし「環境配慮」活動の評価については、加点方式で行う。(必須の要件とすることは、現行会計法上、問題が生じる。)			
④提案の実現に向けた道筋 (関係省庁や関係者との調整の必要性等についても、できる限り具体的に記述してください。) すでにダイオキシン測定が発注については、業者の測定能力や環境マネジメントの実施状況を考慮に入れている。			
<備考>			

エコイスト大賞 応募票

応募者名	芳野 行気		
所属団体			
所属部署	中国地区環境対策調査官事務所		

①提案のテーマ：

オフィス活動の「環境革命」～ルーティン業務におけるペーパーレス化編～

②提案の背景・問題点等

グリーン購入法の制定、ISO14001規格の取得などを背景に、環境省は、環境にやさしい業務活動の推進を標榜しているが、「業務上必要である」の名目の下、実態はあいも変わらない(少なくとも表面的には)紙の大量使用、電気の無駄遣い、公用車やタクシーの大量使用など環境にやさしくない業務活動を継続している。民間企業の多くも同じような実態であり、長い不景気によるコストダウン圧力を主要因として、名目上の環境負荷を減らしてきただけであった。

民間企業や国民に対して環境負荷低減に向けた努力を強いるのであれば、もっとも先進的な取組をすべき環境省が自ら率先実行し、本気であることを示すのが筋である。環境省が本気であるというメッセージを明確に国民・企業に伝えるには、何かインパクトのある率先的取組が必要である。衝撃的なものであれば、世間も注目し、環境省の本気度を信じ、自ら取組を始める契機となるに違いない。

③提案の内容

概要

本提案は、環境省内の従来の業務活動の抜本的見直しを行い、紙使用量削減の観点から省内「環境革命」を行うものである。革命とは、従来の常識がひっくり返るようなことを指すが、本提案では、以下のような取組を行うことにより、環境省のコピー用紙使用量 80%削減を目指すこととする。

- ・ 会議時(審議会含む)の紙媒体の配布の原則禁止→プロジェクタ&スクリーン、電子情報を簡易に持ち運ぶことができるメモリスティックの活用、会議室へのノートパソコンの配備
- ・ オフィス内、記者発表時における紙媒体配布の原則禁止→電子ファイル、PDF 化した紙媒体情報のメール送受信、FAX のパソコンによる送受信
- ・ オフィス内における紙媒体ファイル保存の原則禁止→ネットワーク上に電子情報を保存
- ・ コピー機の抜本的削減とコピー機使用の厳格管理→紙媒体情報の PDF 化を行うスキャナ、電子情報を簡易に持ち運ぶことができるメモリスティックの大量導入

効 果

- 「コピー用紙使用量 80%削減」というメッセージは、国民に対して分かりやすく、強いインパクトがあり、環境省の取組をモデルケースとして、他の政府機関や民間企業への波及効果が期待できる。
- 当初は、電子機器の整備のための経費を必要とするが、毎年度ルーティン的に大量使用しているコピー用紙やトナーに係る経費が大幅削減されるため、予算の節約につながる。
- 行政情報の保存形態を原則として電子化することにより、情報の逸失がなくなり、省内 LAN 上における情報検索や情報の共有も容易となるため、業務効率の向上に資する。
- コピー用紙の使用量削減は、オフィス活動のグリーン化の重要な柱の 1 つである。

課 題

- オフィスのペーパーレス化に耐えうる電子情報システムの整備について、先進企業の入念な調査と専門家によるコンサルテーション、導入作業、職員研修、そして予算が必要である。
- 紙文化に染まりきっている職員の意識改革が必要である。特に大臣を含め幹部職員が、夏場の軽装と同様、部下に対し、紙使用を厳しく咎めるような風潮を省内において醸成しなければならない。
- 中長期的には、対国民のインパクトの観点から、国会答弁においても電子機器(電子ペーパー)の使用による答弁スタイルを根付かせたいが、国会内の慣習等により阻まれる可能性がある。

④提案の実現に向けた道筋

平成17年4月	ペーパーレス化の先進企業の実態調査 他省(特に経産省、総務省)のペーパーレス化の状況の実態調査 情報システムコンサルタントの雇用 省内でペーパーレス化できる業務とできない業務、ペーパーレス化に当たり新情報システムの導入を必要とする業務、それを待たずともペーパーレス化が可能な業務の整理
8月	新情報システムの整備に必要な経費を概算要求
9月	<u>全省的に新情報システムの導入を待たずともペーパーレス化できる業務のペーパーレス化(第1段階)開始</u> 特定部署において新情報システムの試行実験開始
1月	新情報システムの導入に向け、職員研修開始
平成18年4月	新情報システム導入、 <u>省内のルーティン業務の原則ペーパーレス化(第2段階)開始</u>

<備考>

エコイスト大賞 応募票

応募者名	安田将人		
所属団体	環境省		
所属部署	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課		
①提案のテーマ：環境省が行う“紙”削減プロジェクト			
②提案の背景・問題点等 環境省では年間約2,450万枚のコピー用紙が使用されている。もちろん、使用されたコピー用紙のうち片面で印刷されたものは一部裏紙としてリユース（再使用）され、最終的に捨てられた紙は再生紙としてリサイクル（再生利用）されるが、最も優先されるべきであるリデュース（発生抑制）が進んでいない現状にある。また、それらのコピー用紙は膨大な数のファイルとなってファイリングされ、職場のスペースを圧迫している。各種資料の保存について、部局間・課室間での統一されたルールがないために、保存漏れ、不正確な保存、重複保存、不要な資料の保存がなされており、業務スペースを圧迫するとともに、無駄な紙を増やしている一因ともなっている。			
③提案の内容 各種資料の保存の在り方について省内での統一したルールを定め、ファイリングされた資料の整理を行い、不要なものは積極的に廃棄することとする。また、電子データのあるものについては極力紙媒体での保存は行わないようにする。これら定めたルールに従い各種資料の保存を行うことにより、新たなコピー用紙の発生抑制につなげるとともに、省内の業務スペースにゆとりを持たせる。空いたスペースには観葉植物を置いて省内のグリーン化を図るとともに、職員のための新たな政策創造スペース等としても利用する。 統一した保存のルールを定めるべき資料としては以下のような資料が考えられる。 【資料例】法令協議、質問主意書、国会答弁、国会議員からの資料・教示・レク依頼紙、規制改革要望、構造改革特区要望、地域再生要望、政策評価、各種白書・計画協議資料、記者発表、記事解説等 以上のような資料につき、保存漏れ、不正確な保存、重複保存、不要な資料の保存が行われないよう、各部局・課室間で統一した保存のルールを作成し、省内に周知・徹底を図る。			

④提案の実現に向けた道筋

官房総務課、官房政評課、地球局国際ライン、総政局計画課、各部局・各課室の窓口など、資料の取りまとめ担当の意見を参照にしながら各種資料の保存の在り方について、保存が必要な資料は何か、保存するとすればどの部署が保存すべきか等について詳細なルールを早期に策定し、省内に周知・徹底する。

策定したルースに基づき、今後は遺漏、重複のないように保存し、不要な保存資料は積極的に廃棄するとともに、空きスペースの有効活用を図る。

<備考>